

令和 7 年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
共同生活援助 - 報酬改定編 -

江戸川区福祉部
障害者福祉課事業者支援係



ともに、生きる。
江戸川区

令和 6 年度 報酬改定

主要内容及び新設加算・見直しされた加算等の要件

主な改定内容

希望する一人暮らしに向けた支援の充実

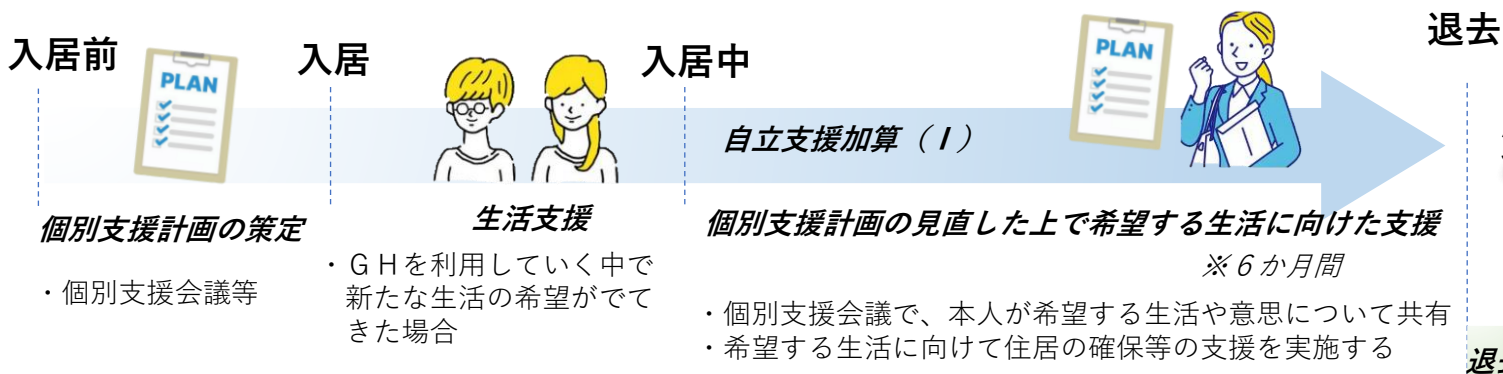
支援の実態に応じた報酬の見直し

支援の質の確保

希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

※介護サービス包括型 ※外部サービス利用型



2. グループホーム入居前に一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

※移行支援住居の場合、定員は2人以上 7人以下



希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

自立生活支援加算

1. 自立生活支援加算（Ⅰ） 1, 0 0 0 単位 / 月

※1

6月間に限り所定単位数を算定。個別支援計画を見直した上で支援を実施。

対象：介護サービス包括型、外部サービス利用型

2. 自立生活支援加算（Ⅲ） 80単位 / 日 （3年以内の場合）

移行支援住居において一定支援後、単身生活等を希望し、かつ単身での生活が可能と見込まれる利用者に対して共同生活住居単位で実施。

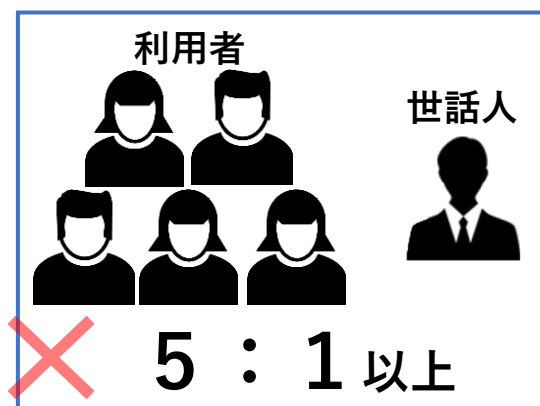
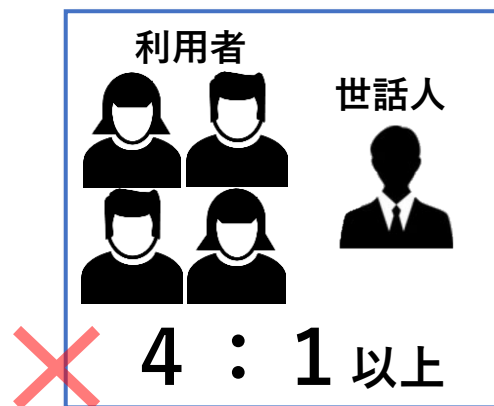
対象：介護サービス包括型、外部サービス利用型

（注）利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業者や支援者の都合による場合等については、加算の対象外です。

支援の実態に応じた報酬の見直し

基本報酬区分の見直し（人員配置基準）

従来



NEW



世話人の配置基準について、4 : 1 以上、5 : 1 以上の区分がなくなり、6 : 1 以上のみになりました。

基準報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）

- 共同生活援助サービス費（Ⅰ） 世話人の配置 6 : 1 以上
- 共同生活援助サービス費（Ⅱ） 体験利用

支援の実態に応じた報酬の見直し

人員配置体制加算

1.人員配置体制加算（Ⅰ） 介護サービス包括型

※1

事業所に置くべき世話に人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

※1特定従業者数換算方法 従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として
従業者の員数に換算する方法

2.人員配置体制加算（Ⅱ） 介護サービス包括型

事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算します。

支援の実態に応じた報酬の見直し

重度障害者支援加算

指定共同生活援助事業所等において、区分6に該当し、かつ、重度障害者等包括支援の対象者または、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者が利用している場合であって、指定基準に定める人員基準に加えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサービス管理責任者または生活支援員が一定の研修を修了している場合、算定が可能。

1. 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位 / 日

拡充

受入

※区分6

360単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受け入れ、要件を満たした場合、+150単位/日

新規

初期

※区分4

500単位/日 * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、+200単位/日

2. 重度障害者支援加算（Ⅱ） 30単位 / 日

拡充

受入

180単位/日 * 行動関連項目18点以上の者を受け入れ、要件を満たした場合、+150単位/日

新規

初期

400単位/日 * 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、+200単位/日

ともに、生きる。

江戸川区

支援の実態に応じた報酬の見直し

重度障害者支援加算

強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者もしくは、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者または、行動援護従業者養成研修修了者、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、

さらに



1. 重度障害者支援加算（Ⅰ）は100単位

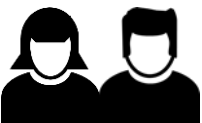
2. 重度障害者支援加算（Ⅱ）は70単位

を算定可能に！

共同生活援助

人員配置体制加算

3.人員配置体制加算（Ⅰ）の計算例 介護サービス包括型

想定ケース  利用者 15 名	(内訳) 区分 6 : 5 名 区分 5 : 4 名 区分 4 : 6 名	 職員	常勤の勤務時間 40 時間 / 週
--	---	---	---------------------------------

と、した場合

(1) 世話人  40 時間 × (15 ÷ 6) 人 = 100 時間 / 週

(2) 生活支援員  区分 6 : 40 時間 × 5 ÷ 2.5 人 = 80 時間 / 週
区分 5 : 40 時間 × 4 ÷ 4 人 = 40 時間 / 週
区分 4 : 40 時間 × 6 ÷ 6 人 = 40 時間 / 週

(3) 当該加算を算定するにあたり、加配すべき世話人等

 40 時間 × (15 ÷ 12)^{※1} 人 = 48 時間 / 週 ※1 小数点以下第 2 位までは切り捨て

よって (1) ~ (3) の合計 308 時間 / 週 以上が必要です

支援の実態に応じた報酬の見直し

日中支援加算（Ⅱ）

日中活動サービス利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない時、または就労することができない時に、当該利用者に対して、**日中に支援を行った場合**、支援を提供した初日から評価を行うなど、**支援の実態に応じた**見直しを実施します。



支援の初日から算定可能に！

（注）介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、
日中サービス支援型は当該加算の対象外とします

支援の質の確保

新規

地域連携推進会議の義務化

障害のある方たちが地域で安心して暮らしていける仕組みが求められている中、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域の関係者を含む外部の目をいれた「地域連携推進会議」を開催することが令和7年度から義務化されます。



1. 会議の開催

おおむね1年に1回以上、開催

- 会議の構成員は、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」「福祉に知見のある人」「区市町村の担当者」から構成され、このうち「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必須となっています。



2. 事業所の見学

おおむね1年に1回以上、開催

- 会議の開催のほか、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければなりません。



3. 議事録の公表

- 会議内の報告、要望、助言等についての記録を作成し広く公表する。

支援の質の確保

新規

地域連携推進会議の義務化

令和7年度中に『地域連携推進会議』
の事業所向け説明会を実施予定

支援の質の確保

新規

医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

感染症発生時に備えた平時からの対応として、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症等について協議することが義務付けられました。

新興感染症等施設療養加算

新興感染症等の発生時に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している施設において、適切な感染対策を行ったうえで、施設内療養を行った場合、所定単位数が算定可能となります。

新規

新興感染症等施設療養加算

240単位 / 日 （月に1回連続する5日を限度）